

処 分 基 準

基準の名称	社会福祉法人の法令違反等に対する措置命令 処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
社会福祉法	第 5 6 条第 2 項	社会福祉法人の法令違反等に対する措置命令
基 準 の 内 容		
1 次に掲げる場合において、当該社会福祉法人に対して、期限を定めて、必要な措置を採るよう命ずることができる。 (1) 社会福祉法人が、法令に違反した場合 (2) 社会福祉法人が、法令に基づいてする行政庁の処分に違反した場合 (3) 社会福祉法人が、定款に違反した場合 (4) 社会福祉法人の運営が著しく適正を欠く場合 2 当該命令は、社会福祉法人の自主性を損なうことがないよう慎重に行う。		